

鷹取山自然観察会会則

第1条（名称）

この会は、鷹取山自然観察会と称します。

第2条（目的）

この会は、鷹取山の自然観察を通して身近な自然の大切さを理解することを目的とします。

第3条（活動）

この会は、次の活動を行います。

- ① 自然観察会の開催
- ② 自然保護活動
- ③ 生き物調査
- ④ 会報の発行
- ⑤ その他

第4条（会員）

この会は、自然に関心をもつ者のうち、会の目的に賛同する者で構成します。

第5条（役員）

この会は、世話人として2～3名を置きます。

第7条（会費）

この会の会費は、1家族年額1000円とします。また、観察会の参加費はその都度徴収します。

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第9条（設立）

この会の設立は、平成25年4月1日とします。